

環境対策推進会議設置要綱

制定 平成19年2月28日
改正 平成21年3月27日
要綱第148号
改正 平成24年5月10日
要綱第123号
改正 平成26年9月12日
要綱第113号
改正 平成27年3月11日
要綱第265号
改正 平成29年1月27日
要綱第7号

(設置)

第一条 環境問題に対する、品川区の施策を総合的、効果的に推進するため、環境対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- ① 品川区の環境施策全般に関する事項
- ② 環境マネジメントシステムに関する事項
- ③ その他前2号に関連し必要と認められる事項

(組織)

第三条 推進会議は、別表に掲げる座長、副座長、委員で構成する。

- 2 座長は、推進会議を招集し、会議を主催する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 座長は、第1項に定めるもののほか、必要と認める者を出席させることができる。

(庶務)

第四条 推進会議に関する事務は、都市環境部環境課において処理する。

(委任)

第五条 この要綱の実施について要綱の定めない事項については、別に都市環

境部長が定める。

- 付 則（平成 21 年 3 月 27 日要綱第 148 号）
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- 付 則（平成 24 年 5 月 10 日要綱第 123 号）
この要綱は、平成 24 年 5 月 11 日から適用する。
- 付 則（平成 26 年 9 月 12 日要綱第 113 号）
この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。
- 付 則（平成 27 年 3 月 11 日要綱第 265 号）
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 付 則（平成 29 年 1 月 27 日要綱第 7 号）
この要綱は、平成 29 年 2 月 8 日から適用する。

別 表

役 職	職 名
座長	副区長（都市環境部担任）
副座長	副区長
副座長	教育長
委員	企画部長
委員	総務部長
委員	危機管理担当部長
委員	地域振興部長
委員	文化スポーツ振興部長
委員	子ども未来部長
委員	福祉部長
委員	健康推進部長
委員	品川区保健所長
委員	都市環境部長
委員	品川区清掃事務所長
委員	防災まちづくり部長
委員	災害対策担当部長
委員	会計管理室長
委員	教育委員会事務局教育次長
委員	区議会事務局長
委員	選挙管理委員会事務局長
委員	監査委員事務局長